

日野川水系自然再生計画について

令和7年2月

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

1. 自然再生計画の位置づけ

- ・ 自然再生計画とは、河川整備基本方針・河川整備計画に記載している「河川環境の整備と保全に関する事項」のうち、動植物の生息・生育・繁殖環境の整備と創出を実現していくための実施計画である。
- ・ 自然再生事業の位置づけは以下のとおりである。自然再生事業は、総合水系環境整備事業の1つであり、河川整備計画とも密接な関係がある。

自然再生計画に関する各種計画・事業の関連

河川整備基本方針

長期的な河川整備（河川工事・河川維持）の最終目標を定めた計画

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って策定する概ね30年間で実施する具体的な整備内容等を定めた計画

治水

利水

環境

河川整備基本方針・河川整備計画と、総合水系環境整備事業は整合を図る。

総合水系環境整備事業

河川整備計画の環境整備に関する内容を実施する事業

自然再生事業

水辺整備事業

水環境事業

自然再生計画

自然再生事業の具体を定めた計画

（自然再生の必要性、目標、目標達成の方法、管理、モニタリング方法等）

事業評価

事業の妥当性について、第三者から構成される委員会の意見を聞き、対応方針（案）を決定

事業の効率性・実施過程の透明性の向上を図る。

2. 河川整備計画等における河川環境の整備と保全に関する記載

- 日野川水系では、平成21年3月に「日野川水系河川整備基本方針」を策定し、平成28年3月には、国管理区間における今後概ね30年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を記載した「日野川水系河川整備計画【国管理区間】」を策定した。
- 河川環境の整備と保全に関する事項のうち、動植物の生息・生育・繁殖地の目標として、魚類等の上下流及び本・支川の移動の連続性の確保や、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全や創出に努めることを目標としている。

河川整備基本方針における 河川環境の整備と保全に関する目標

■動植物の生息・生育・繁殖地

多くの回遊魚等が確認されていることから、**魚類等の上下流及び本・支川の移動の連続性の確保に努めるとともに**、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口砂州等の定期的なモニタリングを行いながら、**生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める**。

上流部においては、ミズナラ等の河畔林やオオサンショウウオが生息する瀬・淵など、現状の溪流環境の保全に努める。

中流部においては、流下能力の確保のため、河道掘削や樹木伐開が必要となるが、チュウサギ等が営巣するヤナギなどの河畔林やカワチシャ等が生育する冠水頻度の高い水際環境などの保全・創出にできるだけ努める。

下流部においては、コアジサシが繁殖場として利用する河口砂州やトモエガモなど多くの水鳥が越冬する感潮域など、現状の環境の保全に努める。

また、外来種については関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。

■河川景観

上流部の奥日野県立自然公園の中核をなす石霞渓や寝覚峡の景勝地や溪流景観、中流部の大山を背景とした砂礫河原の風景、かつて日野川からの流送土砂により形成された弓ヶ浜の白砂青松の景観など、周辺景観と調和した良好な水辺景観の維持・形成に努める。

■水質

河川利用や水利用の状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関・地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全と改善に努める。

■人と河川の豊かなふれあいの確保

生活の基盤や歴史・文化・風土等を形成してきた日野川流域の恵みを活かしつつ、自然環境との調和を図りながら河川利用の場の整備と保全を図る。また、自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できるよう関係機関や地域住民と連携して推進することにより、人と河川との関係の再構築に努める。

※関係する部分を抜粋

河川整備計画における 河川環境の整備と保全に関する目標

(1)動植物の生息・生育・繁殖地

コアジサシが営巣する河口砂州、水鳥の越冬地となっている水面、アユ、サクラマス（ヤマメ）等の回遊魚の良好な生息・産卵場である瀬・淵、ミナミメダカやミナミアカヒレタビラ等が生息する止水域や緩やかな細流、イカルチドリ等の繁殖地となっている河原など、良好な環境が維持されている箇所が多く、多様な動植物の生活史を支える環境を確保できるよう治水水面との調整を図りつつ良好な生息・生育・繁殖環境の保全及び創出に努めます。

また、外来種については、関係機関と連携して移入の回避を図るとともに、拡散の防止に努めます。

(2)河川景観

河口砂州や水面、連続する瀬・淵、砂礫河原等の日野川らしい自然景観の保全に努めるとともに、大山等の景勝地や周辺の緑、沿川の土地利用等と調和した良好な水辺景観の維持及び形成に努めます。

(3)水質

河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の維持を図ります。

(4)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

多くの地域住民に利用され、憩いの場となっている日野川の河川空間利用の状況を踏まえ、自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や地域住民と連携して推進することにより、人と河川との関係の再構築に努めます。

また、地域住民の日常の暮らしや歴史・文化・風土を形成してきた日野川の恵みを活かしつつ、自然との交流を育み、水と緑のオープン空間として快適で安全に利用できる河川空間の維持及び形成に努めます。

※関係する部分を抜粋

3. 日野川水系自然再生計画の検討方針

■ 検討方針

- 河川整備計画等の記載内容と整合を図りつつ、自然再生の必要性、目標、目標達成に必要な整備内容、管理・モニタリング計画について検討し、「日野川水系自然再生計画」を策定する。
- 検討にあたっては、「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」の提言（令和6年5月）を受け、河川整備計画（変更）への反映も見据えて「河川環境の定量的な目標」を設定する。
- 検討にあたっては、日野川河川整備計画アドバイザー会議から、意見をいただく。

■ 検討範囲

- 日野川及び法勝寺川の直轄管理区間を対象とする。

■ 検討期間

- 令和9年度の事業化を目指し、令和7年度末を目途に「日野川水系自然再生計画」を策定する。

「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」 提言概要

現状

- 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
- 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

（河川を取り巻く社会経済情勢等の変化）
気候変動による影響
河川管理施設等の老朽化
生産年齢人口の減少や働き方改革

↓

ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
企業の環境意識の向上
流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

河川における取組

(1) 河川環境の目標

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- 「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- 河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- 河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

(2) 生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- 調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- 災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

流域における取組

(1) 流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- 流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- 生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- 関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など

(2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- 民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- 利用しやすい環境関連データの整備と情報発信 など

河川環境の
定量的な目標に
関する部分

出典）国土交通省ホームページ「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/seitai_network/index.html

3. 日野川水系自然再生計画の目次及び記載内容(案)

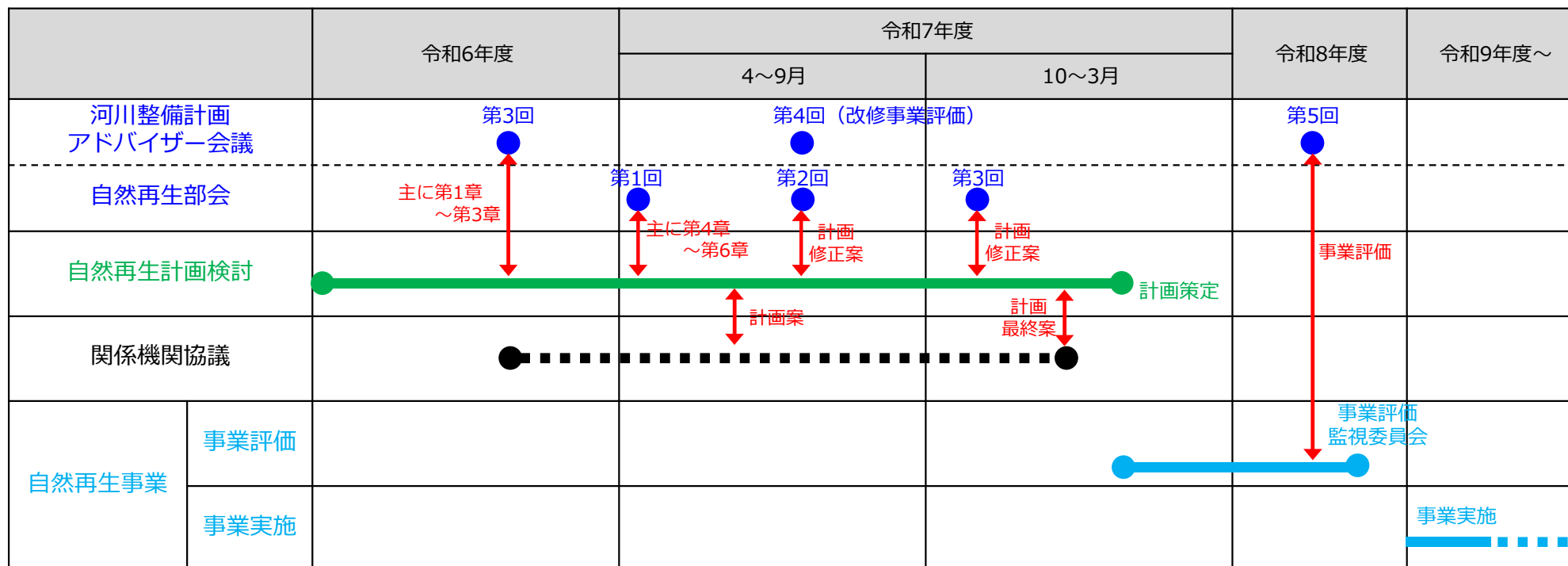
- 自然再生計画は、以下に示す項目及び内容のとりまとめを想定している。

項目		主な内容
第1章 流域及び河川の概要	1.1 流域の概要	・ 流域面積、気候、地形、地質等の概要。
	1.2 河川の概要	・ 河川区分ごとの地形、河床材料、自然環境等の概要。
	1.3 自然環境の特徴	・ 河川区分ごとの自然環境の特徴。 ・ (特筆すべき環境、生息・生育する主な動物・植物等)
第2章 河川環境の課題と原因	2.1 流域及び河川における人為的インパクト	・ 流域及び河川における人為的なインパクト(河川整備、横断工作物の設置等)の状況。
	2.2 人為的インパクトに対する自然環境の変化	・ 航空写真、測量横断、河川環境管理シート等から把握した人為的インパクトに対する自然環境の変化の状況。 ・ 自然環境の変化により影響を受けている可能性がある生物。 ・ 縦断的連続性の変化の状況。 ・ 横断的連続性の変化の状況。
	2.3 インパクト-レスポンス図による課題の整理	・ 日野川水系が抱える自然環境上の課題のまとめ。
	2.4 課題への対応状況	・ 2.3で整理した課題に対する現在の対応状況。
第3章 自然再生事業の目標		・ 自然再生目標の設定。
第4章 自然再生事業の内容		・ 自然再生目標に応じた事業内容の詳細。
第5章 モニタリング計画		・ モニタリングの考え方・項目・時期等。
第6章 地域との連携		・ 地域との連携の方針等。

4. 日野川水系自然再生計画の検討スケジュール

- ・ 自然再生計画検討に関する河川整備計画アドバイザー会議（自然再生部会含む）は、計4回の実施を想定している。第3回アドバイザー会議及び第1回自然再生部会で自然再生の目標を定め、第2回～第3回自然再生部会で事業内容等の検討を想定している。
- ・ 並行して関係機関協議も実施し、令和7年度末の自然再生計画策定を目指す。

◆ 自然再生事業の全体スケジュール（案）



◆ 各回における議題（案）

アドバイザー会議/ 自然再生部会	第3回アドバイザー会議 (1回目)	第1回自然再生部会 (2回目)	第2回自然再生部会 (3回目)	第3回自然再生部会 (4回目)
自然再生計画 項目				
第1章 流域及び河川の概要	素案審議	修正案審議 (前回意見の反映)	修正案審議 (関係機関協議意見の反映)	最終案審議
第2章 河川環境の課題と原因				
第3章 自然再生事業の目標				
第4章 自然再生事業の内容	—	素案審議	修正案審議 (前回意見及び 関係機関協議意見 の反映)	
第5章 モニタリング計画				
第6章 地域との連携				